

種子法廃止で
遺伝子組み換え生産が始まる！？

安 田 節 子

主要農作物種子法(種子法)

戦後の日本の食料安全保障の土台を支える法律

米、麦、大豆の品種開発は公的機関に限定

優良な種子の普及を義務付け

農業試験場が遺伝子資源を保全・育成し、
地域にあった優良品種を生み出してきた

種子は低価格で農家に供給

突然の種子法廃止

2016年9月 **規制改革推進会議** 設置

10月同会議の **農業WG** から廃止の提案

2017年2月閣議決定

4月自公、維新が賛成して廃止法成立

2018年3月、**種子法廃止**

農業競争力強化支援法: 国や都道府県が持つ育種
素材や施設、技術を民間に提供し、民間の品種
開発を手助けし、促進することや既存の 多数の銘柄
を集約すること(品種の収れん)

規制改革推進会議とは

- 内閣府直属の機関
- TPP日米合意にもとづき設置
- TPP日米合意文書
- 「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」「投資・企業等の合併買収 3. 規制改革」の項目

日本国政府は・・・外国投資家その他利害関係者から意見及び提言を求める。

意見及び提言は・・・定期的に規制改革会議に付託する。

日本国政府は、規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる。

- 米国政府の多国籍企業群の要求受け入れ窓口
- 米国側に設置がない片務的約束 宗主国と植民地？

誰のために廃止するのか

米国に本拠を置くアグリビジネスのため

日本の経団連に所属する農業関連大企業も規制緩和による利益にあずかるため米国と声を合わせている

種子法廃止は

多国籍種子企業が公的種子・農家種子を彼らの種子に置き換えていく世界戦略の一環

低価格の公的種子をなくしてしまう戦略

農家・農協からアグリビジネス支配へ

- 緑の革命以来、**自給的農から種、農薬、肥料のセット売り**と流通・販売までを**農家や農協の手から企業に移す**方式を普及
- コメ生産に参入した三井化学や住友化学(モンサント社と提携)は、自社の農薬・肥料などの販売網を駆使して全量買取委託契約方式をとる。契約書で農家を縛り、種子供給から販売までを一貫して押さえる、**JAに替わる企業による農業の「囲い込み」**が始まっている

民間種子は大規模モノカルチャー向き
限られた品種に収れん

日本モンサントの米「とねのめぐみ」

多収性で直播栽培向き→大規模農業向き品種

三井化学の米「みつひかり」

高価格だが収量が上がるから大規模生産者に
利益出るとの触れ込み、肥料を多く入れる必要

住友化学は(株)植物ゲノムセンターの米「つく
ばSD」を取得。大規模生産法人に生産委託

多国籍種子企業の戦略

多国籍種子企業の目下のターゲットは
米、麦、大豆を知財(育成者権、特許権)によっ
て囲い込む

登録品種や特許種子(GMなど)の投入

自家採種、種子の交換、種子保存の禁止

全量売り渡しと収穫物に特許使用料を課す

毎年購入の契約

農家は監視の対象、特許侵害ビジネスの餌食
に

種子法廃止法の付帯決議

種苗法に、米、麦、大豆を加え、種子法で定めた審査基準を継続して優良種子の生産や地方交付税を育種費用につけるよう指導するといふが・・・ 付帯決議は拘束力なし！

根拠法がなくなれば、各県で予算が継続的につけられるか不透明
国の補助金は1997年度で廃止され、各県は種子法を根拠に地方交付税交付金で種子事業の予算を確保してきたが。。。

種苗法は農民の権利を制限し、育種者権を大幅に強化したUPOV条約91年改定に準拠する

2017年11月の奥原正明事務次官通知

知見の民間事業者への提供のために、参入が進むまでの間に限って生産に係る知見を維持し、稲、麦類、大豆の生産や供給の必要な措置を講じること

植物新品種保護(UPOV)条約91年 改定

多国籍種子企業が参加する国際種子連盟が主導

91年改定により開発者(主に企業)の権利を著しく強化

農作物430種から全植物種に

細胞一つにも権利、収穫物にも権利

特許権と育成者権の二重保護 育成者権の特許権化

農家の自家採種の禁止(ただし任意規定、各国の裁量)

1995年WTO発足。知的所有権(TRIPs)協定で生命特許の国際化

1998年 日本種苗法改正 植物遺伝子特許認める

種子は知的財産権に守られ大きな利益を生むものとなった

TPP、各FTAにUPOV91批准を義務付ける条項が盛り込まれる

○主要先進国における登録品種の自家増殖の扱い

国	自家増殖の扱い	例外作物	
EU	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び繊維作物	
オランダ	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	麦類、ジャガイモ	
英国	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び繊維作物	
米国	(植物特許)	自家増殖を認めていない	—
	(品種保護法)	自家増殖を認る	—

主要穀物は公共品種・自家採種 が当たり前

- 米国：小麦種子の2/3が自家採種、購入の場合、土地付与大学や農業試験場で生産・認証された公共品種を購入
- カナダ：大部分が農務省、大学研究機関が増殖する公共品種を栽培
- 豪州：小麦 95%は自家採種

主要穀物は企業に委ねてはいけない

- 種子企業に米・麦・大豆の品種開発が委ねられると品種登録され、販売は登録種や特許種子ばかりになる
- ↓
- 農家は自家採種ができなくなる
- 在来種も種子企業による私有化へ

生物特許で種子支配

特許を制する者が、種子を制する
種子を制する者が、食料を制する
食料を制する者が、世界を制する

米国外交戦略「**食料は戦略兵器**」
CIA文書

世界商品種子市場(2014年)

企業名	市場シェア
モンサント	26.5
デュポンパイオニア	18.6
シンジェンタ	7.8
リマグレイン	4.8
ランドオレイクス	4.0
ダウ	4.0
バイエル	3.6
上位7社占有率	69.3%

モンサントとバイエル2016年9月合併合意

デュポンとダウが2017年9月合併

中国化工集団(ケムチャイナ)がシンジェンタを買収

新3社で50%以上を占めることに

多国籍企業によるGM作物の開発

- GM作物の開発普及は、モンサント、デュポン、シンジェンタといった農薬企業が、**技術料と知財で収益を確保するビジネスモデル**を構築
- **農薬(ラウンドアップなど)**とセット売り戦略
- 米国農業法 手厚い農業補助金対象は
米、麦、大豆、トウモロコシ、綿花
- 生産コストが市場価格を上回っても利益がでる補助金システム 作れば作るほど儲かる

種子法廃止による影響

①都道府県が責任を負う根拠法がなくなる
公的な遺伝子資源の保存や育種体制の縮小へ

②種子価格の高騰

現在交付金により低価格で種子供給
生産費に占める種子価格の割合は低かった

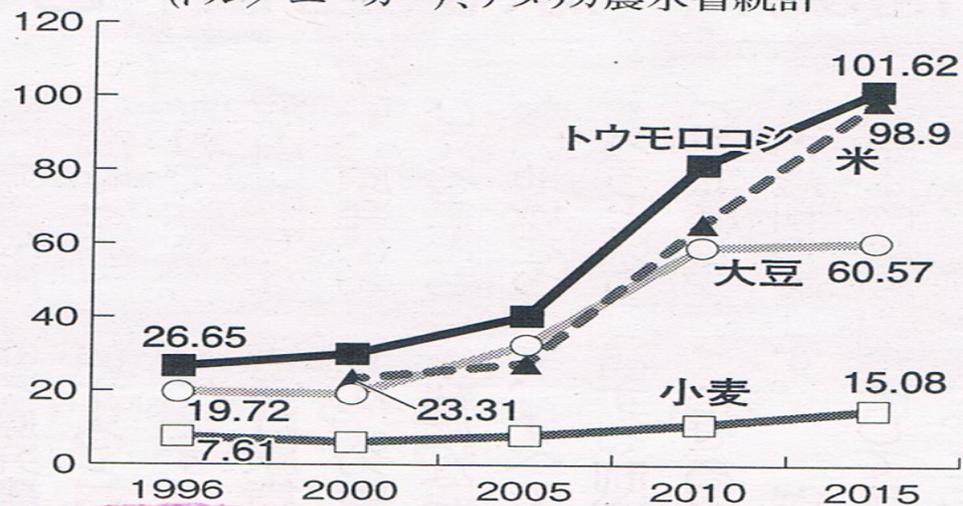
米国のモンサントのGM大豆 通常大豆の8倍

水稻種子の販売価格（20kgあたり生産者渡し価格 穀物課調べ）

<u>主な用途</u>	<u>開発者</u>	<u>品種</u>	<u>価格</u>
主食用	福井県	コシヒカリ	7,920
	宮崎県	ヒノヒカリ	7,670
	日本モンサント	とねのめぐみ	17,280 (約2倍)
	<hr/>		
業務用	北海道	きらら397	7,100
	青森県	まっしぐら	8,100
	三井化学	みつひかり	80,000 (約10倍)
	<hr/>		

図 アメリカでの種子費用の推移

(ドル/エーカー)、アメリカ農水省統計



米国トウモロコシ市場

モンサント 35.5%
デュポンパイオニア 34.5%

米国大豆市場 (モンサントのGM大豆は8倍の価格)

デュポンパイオニア 33.2%
モンサント 28.0%

③登録品種・特許種子の投入

種取り禁止 種の交換禁止、種籾の保存禁止！

ドイツ 2013年特許法改正, 生物特許を禁止

④GM種の国内生産

⑤企業の販売戦略による品種に収れん

大規模モノカルチャー向け、GM種など限られた

品種に →多様な選択肢の喪失、農家の自律性の喪失、生産基盤の脆弱化

⑥多様性の喪失

20世紀の100年間で遺伝的多様性の宝庫であった在来種の75%は消えた
毎年2%ずつ失われている

主な原因は化学肥料、農薬、GMを大量消費してきた大規模単作農業にある

国連食糧農業機関(FAO)

TPPがもたらすGM輸入増大

「モダンバイオテクノロジーによる生産品の貿易条項」

GMの新規承認を促進する

TPP批准後GM認可急拡大

2015年11月1日

2017年1月29日

2018年1月2日

日本	214	232	309
米国	187	195	197
韓国	136	149	164
インド	11	11	11

<https://www.isaaa.org/gmapprovaldatabase/default.asp>

ラウンドアップ(主成分グリホサート)残留基準(単位ppm)

農産物名	1999年 改正前	1999年 改正後	2017年6月変更	
コメ	0.1			
トウモロコシ	0.1	1.0	1.0	→ 5.0
大豆	6.0	20.0	20.0	
サトウキビ	0.2	2.0	2.0	
クルミ	0.2	1.0	1.0	
小麦			5.0	→ 30
大麦			20.0	→ 30
牛肉の食用部分			2.0	→ 5
豚肉の食用部分			1.0	
鶏肉の食用部分			0.7	
そば、ライ麦			0.2	→ 30
テンサイ			0.2	→ 15
ナタネ			10.0	→ 30
綿実			10.0	→ 40
ごま種子			0.2	→ 40
ひまわり種子			0.1	→ 40

2013年7月 米国は大豆40ppmに、飼料用作物100ppmに緩和

「ラウンドアップ」(グリホサート)に**発がん性**

WHOの国際癌研究機関がヒトに発がん性が認められるランク2Aに指定(2015年)

EU、スウェーデン、ベルギーなど個人使用規制

仏 2022年までに禁止

米カリフォルニア州地裁、発がん物質リスト掲載 使用者、消費者に警告する義務付

米サンフランシスコ地裁、グリホサートで悪性リンパ種発症の提訴に対し、モンサントに懲罰的損害賠償を含め約3億ドル(約320億円)の賠償判決(2018年8月)

ドイツ GM作物のドイツ全国での栽培禁止、グリホサートの出来るだけ早い時期の禁止を決定

中東・湾岸協力会議加盟6カ国、2016年よりグリホサート禁止

ブラジル8月6日、グリホサートを含む製品について、連邦政府がその毒性再評価を完了するまで、使用を禁止

日本だけが残留規制緩和 

- ラウンドアップの有効成分グリホサートは、すでに特許が失効、同仕様が世界各国で生産され、日本にも輸入され、販売されている
- 日産化学「ラウンドアップマックスロード」など

ラウンドアップ人への健康影響

- 09年アルゼンチン GM大豆畑周辺での**出生異常**
(アンドレス・カラコス氏)
- 2017年1月 ロンドン大学研究チーム
低濃度、長期摂取で脂肪肝になると発表
- **環境ホルモン作用があり、癌、出生異常、脂肪肝のほか
子どもの神経に作用**

化学構造が同じグリホシネート(バスタ)を親ラットに与えた
子ラットの凶暴化 帝京大 藤井氏)

脳神経系が侵される

- 死者の多い農薬

**展着剤(合成界面活性剤)がグリホサートの数倍の毒性
安全性評価の対象外 農薬毒性を正しく評価していない**

ラウンドアップでガンに モンサントへ 3億ドルの賠償命令

- サンフランシスコ地裁は8月10日、散布で悪性腫瘍になったジョンソン氏に対し懲罰的損害賠償を含め約3億ドル(約320億円)の賠償金を支払うようモンサントに命ずる判決



GM作物国内生産の危機

規制改革会議 企業の農地所有の規制緩和

国家戦略特区 兵庫県養父市

企業の農地所有解禁、外資系企業にも

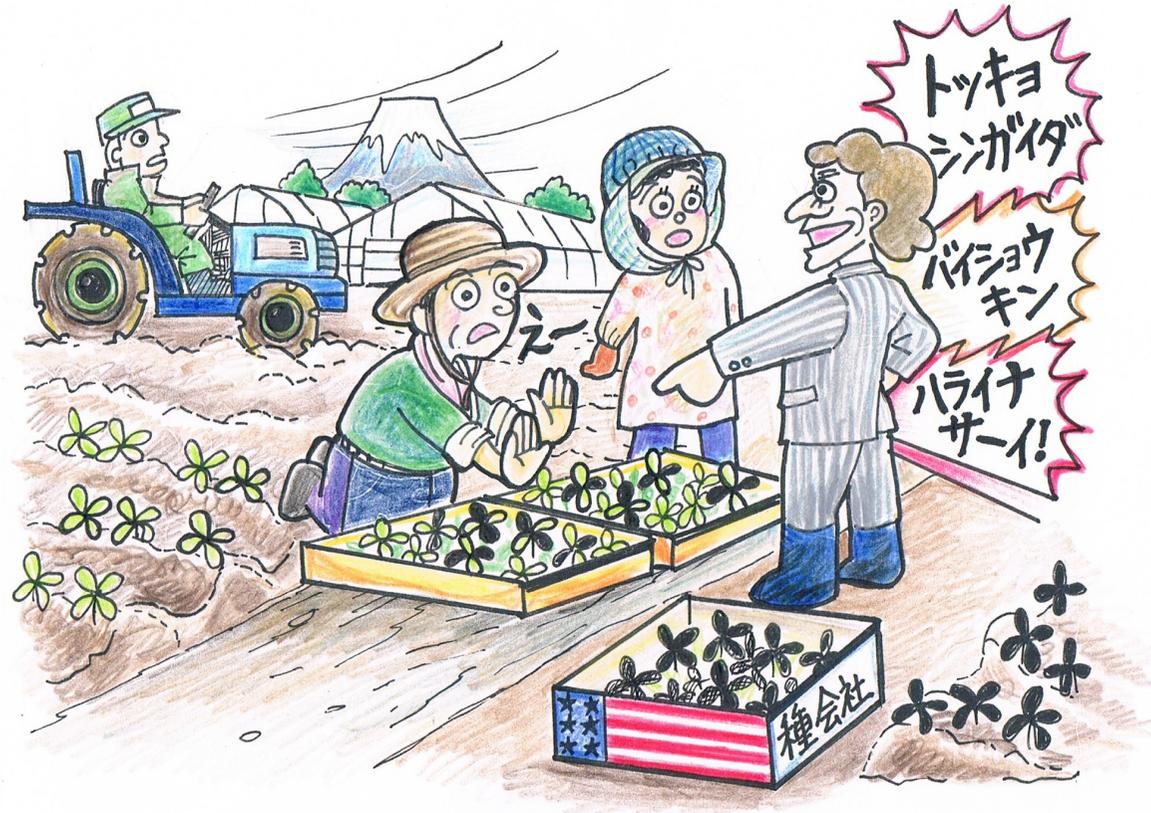
TPPでM&A推進 種子会社の買収も

GMの国内生産が始まれば消費者の選択肢がなくなる

- 農水省がカルタヘナ法に基づき第一種使用規程を承認した遺伝子組換え農作物一覧（作物別、承認順） 2017-5-18現在

作物名	一般的な使用	うち栽培可	隔離ほ場試験のみ
アルファルファ	5	5	0
イネ	0	0	21
セイヨウナタネ	16	14	1
ダイズ	27	21	3
テンサイ	1	1	0
トウモロコシ	78	76	12
パパイヤ	1	1	0
ベントグラス	0	0	1
ワタ	33	0	3
作物小計	161	118	41

特許種子による農家収奪



揺らぐGMの安全性

カナダ 医科大学産婦人科医師ら

GM殺虫毒素が93%の妊娠女性の血液から
検出、80%の女性の臍帯血からも検出

ロシア GM大豆を食べさせた母ラットによる子
ラットの死亡率51.6%(通常大豆で10%)

2008年仏カーン大学の長期給餌実験

ラット24カ月給餌(GMコーンとラウンドアップ水
溶液) 早期死亡、巨大腫瘍

GMコーンとラウンドアップ水溶液の 影響実験(仏カーン大学)



- 米国環境医学会が多数の動物実験で免疫力の低下、子孫減少、肝臓・腎臓の解毒器官の損傷が起きているとしてGMの一時停止と長期の安全性試験および全面表示を求めた
- EU諸国28の19の国が非GMを選択(2015)
- ドイツ、イタリア、仏、オーストリアが禁止
- ロシア、ウクライナ、アゼルバイジャンが禁止
- スロベニア、アルメニア GMO不使用宣言
- スイス 国民投票で禁止
- 英連邦中、イングランドを除く北アイルランド、スコットランド、ウェールズは反対の姿勢

GM表示：意図せざる混入率

日本 5%

台湾 5%から3%に、さらに0.9%を
目指す

韓国 3%

中国 1%

EU 0.9%

「遺伝子組み換えでない」表示が消える！

2018年3月

消費者庁の有識者検討会まとめ

「遺伝子組み換えでない」表示は

「混入率5%未満」から「不検出」に厳格化

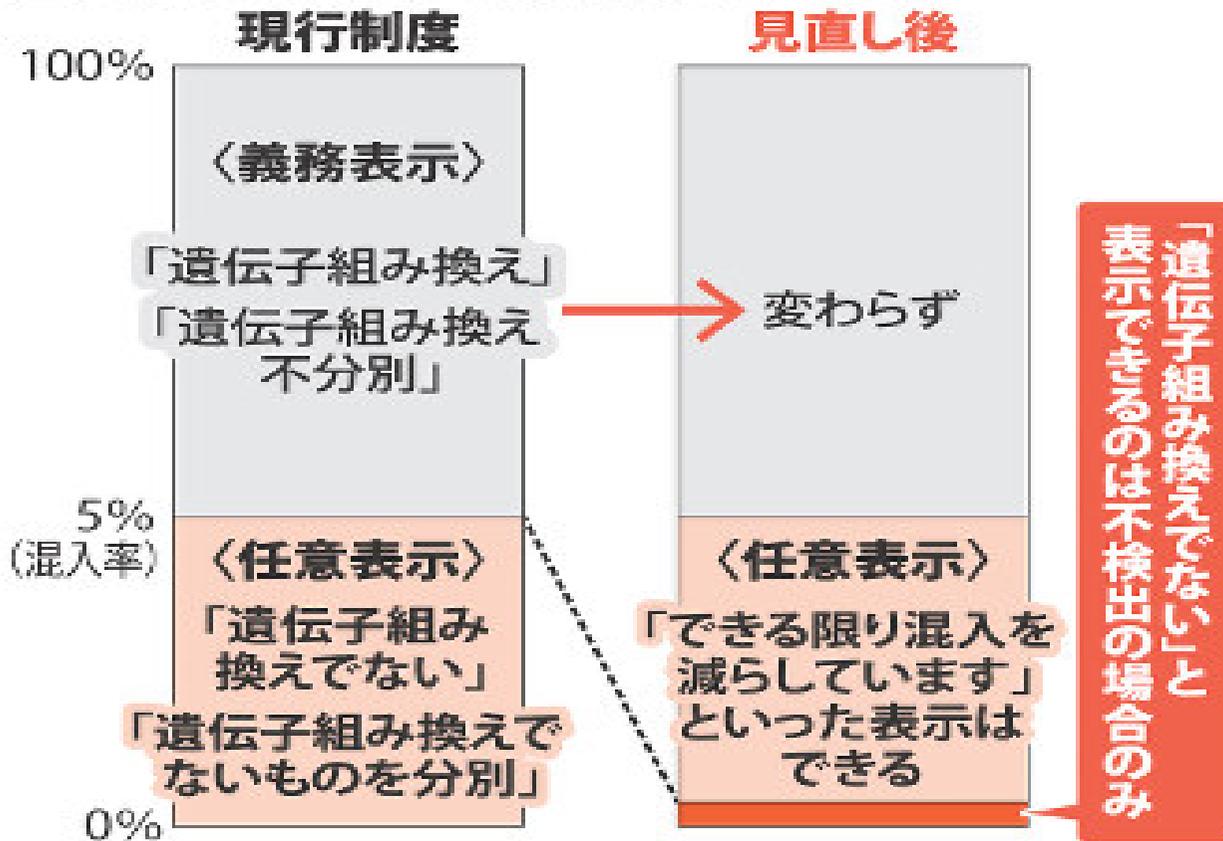
米国でのIPハンドリングは5%混入OKのまま

混入ゼロの大豆、トウモロコシの輸入ができない→

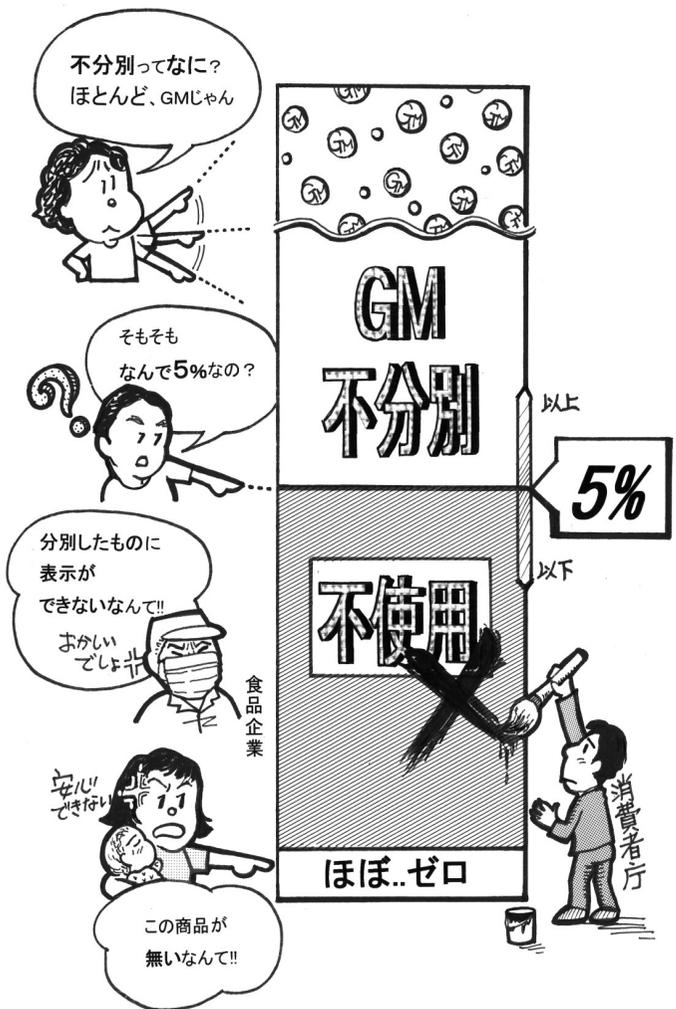
「遺伝子組み換えでない」表示が消える？

国産100%はいまならOK

遺伝子組み換え作物の混入率と表示



日本の業者がIPハンドリングを
止めてしまい、日本にGMを受け
入れさせたい米国
消費者庁はこれに加担した？



種子法廃止は、種子を外資に明け渡し、GM汚染を許すことになる

県条例を制定し、公的種子供給体制を守ろう！

GMの国内生産を阻止しよう！

食品すべてに表示を実現させよう！

生物特許は認めない！

県条例制定を広げましょう！ 種子法復活法案の成立を！

県条例制定を広げましょう！

- 埼玉県、新潟県、兵庫県、富山県、山形県が条例制定
- 北海道(素案に対するパブコメ中)、長野県(素案準備中)
- 意見書提出も続々と
- 署名17万筆 今臨時国会会期中に提出予定

復活法案、4月19日野党6党で共同提案、継続審議に

- 農業競争力強化支援法の以下の規定を削除↓
- 「民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」